

各位

会社名 株式会社 AlbaLink
(コード番号 5537 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 河田 憲二
問合せ先 取締役 CFO 仲川 周
TEL 03-6458-8135
URL <https://albalink.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 10 月 10 日開催予定の臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当していませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的に会計監査人を設置するため、また、株主総会の招集方法を明確化するために定款変更をするものであります。

選任予定の会計監査人については、本日付け「会計監査人の選任に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (新設)	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 13 条 (条文省略)	第 5 条～第 13 条 (現行どおり)
(招集権者及び議長) 第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第 14 条 株主総会は、 <u>取締役会の決議に基づき</u> 取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、 <u>取締役会の決議に基づき</u> 他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第 15 条～第 35 条 (条文省略)	第 15 条～第 35 条 (現行どおり)
(新設) (新設)	<u>第 6 章 会計監査人</u> (選任方法) <u>第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によ</u>

(新設)	<u>って選任する。</u> <u>2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(任期)</u> <u>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> <u>(報酬等)</u> <u>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の責任免除)</u> <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第6章 計 算 第36条～第39条（条文省略）	第7章 計 算 第40条～第43条（条数繰り下げ、条文は現行どおり）

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年10月10日（予定）

定款変更の効力発生日 2025年10月10日（予定）

以上